

## 介護予防・日常生活支援総合事業とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つを合わせて、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」といい、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



## 介護予防・生活支援サービス事業

### ◇訪問型サービス

食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理・生活必需品の買物などの生活援助を行います。

- 【介護予防訪問介護相当サービス】
- 【訪問型サービスA（基準緩和サービス）】



### ◇通所型サービス

デイサービスセンターなどで、食事や入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション、栄養改善や口腔ケアなどのサービスを行います。

- 【介護予防通所介護相当サービス】
- 【通所型サービスA（基準緩和サービス）】
- 【通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）】

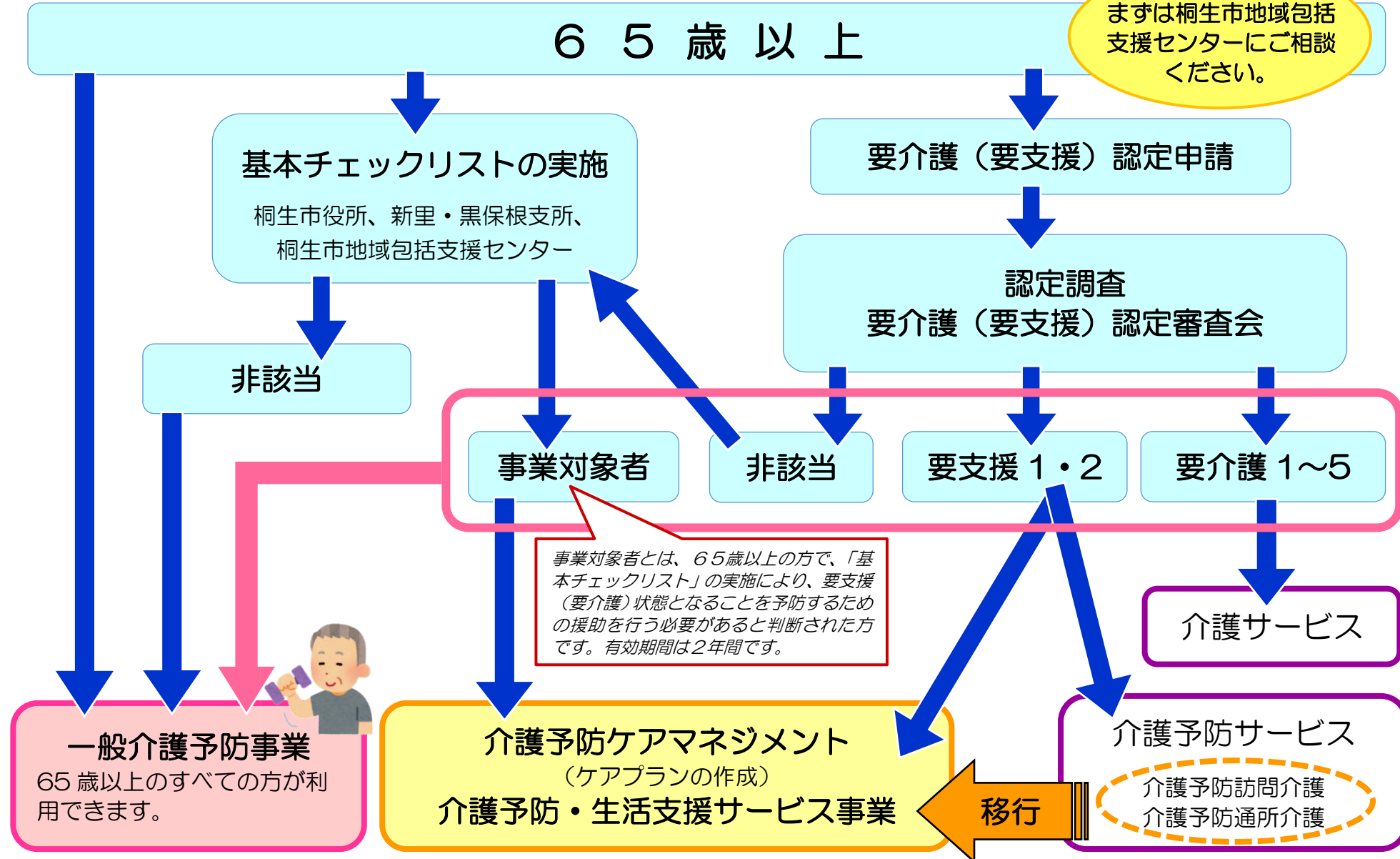


### ◇生活支援サービス

栄養改善を目的とした食事の配達や定期的な安否確認・緊急時の対応のための訪問（見守り）などを行います。



## サービス利用までの流れ



在宅サービスでは、認定区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割（一定以上所得者は2割または3割。介護保険料滞納による支給制限対象者は3割または4割。）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者負担となります。

### <支給限度額>

事業対象者・要支援1⇒50,320円/月  
要支援2⇒105,310円/月

### <利用者負担のめやす>

#### ◇訪問型サービス

- ・介護予防訪問介護相当サービス⇒週1回程度 1,176円/月、週2回程度 2,349円/月、週2回を超える程度 3,727円/月
- ・訪問型サービスA（基準緩和サービス）⇒233円/回（事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回）

#### ◇通所型サービス

- ・介護予防通所介護相当サービス⇒週1回程度 1,672円/月、週2回程度 3,428円/月
- ・通所型サービスA（基準緩和サービス）⇒327円/回（事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回）
- ・通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）⇒350円/回（週1回、約3か月間）

\*利用者負担のめやすは基本報酬・1割負担の場合を記載しています。  
\*通所型サービスC事業は、支給限度額管理対象外サービスです。



※ 事業対象者の心身の状況により、要介護（要支援）認定申請は、随時行うことができます。認定日は認定申請日です。

# 桐生市地域包括支援センター

みなさんが住みなれたまちで安心して暮らせるように、必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。

◎山育会（担当地区：1・2・9・10・14区）  
東久方町二丁目4番33号  
☎46-6066

◎社協（担当地区：3・4・5・8区）  
新宿三丁目3番19号  
☎46-4411

◎菱風園（担当地区：6・7・17区）  
菱町一丁目3016番地の1  
☎32-3321

◎ユートピア広沢（担当地区：11・13区）  
広沢町六丁目307番地の3  
☎53-1114

◎思いやり（担当地区：16区）  
川内町一丁目361番地の2  
☎32-5889

◎思いやり黒保根（担当地区：22区）  
黒保根町水沼562番地の3  
☎46-8847

◎にいさと（担当地区：19・20・21区）  
新里町新川2488番地  
☎74-3032

◎のぞみの苑（担当地区：15区）  
相生町五丁目493番地  
☎54-9537

◎神明（担当地区：12・18区）  
広沢町二丁目3247番地  
☎32-3162

お気軽にご相談  
ください



<問い合わせ先>

桐生市役所 健康長寿課長寿支援係

☎46-1111（内線556・557・587・588）

65歳以上の  
みなさんへ

## 介護予防・日常生活支援

# 総合事業

桐生市では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまりました。

65歳以上のすべての人を対象に、市町村が中心となつて行う介護予防事業です。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援ができるよう目指していきます。

介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。

元気で、介護を必要としない暮らしを送るために、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用して自立した生活を続けましょう。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の多様な主体がメンバーとなる協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々なサービスや支え合い活動を生み出したり、調整しながら、地域づくりを推進します。

